

排水基準（その3の3）【有害物質その3 ふっ素及びその化合物】（一律排水基準又は上乘せ排水基準）
 （「排水基準を定める省令」別表第1及び附則別表、「上乘せ条例」別表第2、附則第7）

（ふっ素の量に関して 単位：mg/L）

区分	業種等	適用規模等 （日平均排水量） （m ³ ）		排水基準		
				排出先水域		
				河川・湖沼		海 域
				印旛沼、手賀沼及びそれらの流域	印旛沼、手賀沼及びそれらの流域以外	
一般基準	畜産関係特定施設	0 以上		8	8	15
	その他の業種	0 以上 30 未満		8	8	15
		30 以上		8	8	※10
暫定基準	ほうろう鉄器製造業	0 以上 30 未満		12	12	◇15
		30 以上		※10	※10	※10
	電気めっき業	0 以上 10 未満		40	40	40
		10 以上 30 未満		※15	40	40
		30 以上		※10	※10	※10
	旅館業①（昭和49年11月30日までに湧出していた温泉を利用するもの）	0 以上	自然湧出	50	50	50
			それ以外	30	30	30
	旅館業②（昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までに湧出していた温泉を利用するもの）	0 以上 50 未満	自然湧出	50	50	50
			それ以外	30	30	30
		50 以上		15	15	◇15
	旅館業③（昭和51年7月1日以降に湧出した温泉を利用するもの）	0 以上 10 未満	自然湧出	50	50	50
			それ以外	30	30	30
		10 以上 30 未満	自然湧出	※15	50	50
それ以外			※15	30	30	
30 以上		※10	※10	※10		

- (注) 1 「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。
 2 この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。
 3 ※は上乘せ排水基準
 4 ◇は一般基準
 5 暫定基準（上乘せ排水基準を含む）は令和4年6月30日まで適用される。

（上乘せ条例制定附則（経過措置）第7項）